

木造住宅耐震補助事業のご案内!

松山市では、安全で災害に強いまちづくりの実現のため、木造住宅の耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を補助します。平成28年度より、申込み手続きが簡単で気軽に耐震診断を受けていただける「派遣制度」を実施しています。

STEP① まずは耐震診断から始めよう!!



希望の診断事務所はありますか?

ある

※どちらの制度を利用するかは
自由に選択できます

特にない



【補助制度】**①**

診断費用のうち
最大4万円補助

診断費用6万円の場合 自己負担額2万円
(平均診断費用 約6万円)

【派遣制度】**②**

3000円から
実施可能

自己負担額：3000円または9720円

診断の結果、耐震改修が必要と判定された場合は改修補助も受けられます!!



STEP② 耐震改修で地震に強い家に!!



耐震改修費用を最大 **114万円** 補助 **③**

【改修工事費用】 補助上限 **100万円**

【改修設計・工事監理費用】 補助上限 **14万円**

(平均費用 工事…約149万円 設計・工事監理…約41万円 合計190万円)

受付期間：4月下旬から翌年1月末まで（先着順に受付）

予算が無くなり次第終了しますので、お早めに申し込み下さい。

※耐震診断・耐震改修は「登録業者」が実施する必要があります。

※松山市の補助金を利用して耐震改修工事を実施すると、所得税の控除および固定資産税の減免を受けられる場合があります。詳細につきましてはご相談下さい。

※制度の詳細については裏面ご覧下さい。

【対象となる木造住宅】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅
(※枠組壁工法(2×4工法等)、丸太組構法、大臣等の特別な認定を得た工法のもの是对象外)
- ②階数が2階以下で、延べ床面積が500㎡以下のもの
- ③次の用途の住宅
 - ・専用住宅(※共同住宅及び長屋住宅は対象外)
 - ・併用住宅(※延べ床面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの)

【A. 松山市木造住宅耐震診断事業(補助制度)】

○対象者	対象となる住宅の所有者
○対象となる耐震診断	「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」又は一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に規定する一般診断法及び精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づき実施する「耐震診断」
○補助金の額	補助対象経費の3分の1+2万円、限度額4万円(※補助対象経費の額以内)

【B. 松山市木造住宅耐震診断事業(派遣制度)】

○対象者	対象となる住宅の所有者
○概要	「愛媛県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に登録された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行います。
○住民負担の額(評価手数料)	①愛媛県建築物耐震評価委員会：税込3,000円(約2か月に1度受付) ②株式会社愛媛建築住宅センター：税抜9,000円(随時受付)

【C. 松山市木造住宅耐震改修等補助事業】

○対象となる木造住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅で、耐震診断を実施し評価を受けた結果、補強が必要と判断された住宅 ②既存木造住宅に、明らかな法令違反がないもの
○対象となる工事	対象となる工事は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、地震に対して安全な構造となるように耐震改修工事(基礎を含む)を実施し、上部構造評点が1.0以上となる工事
○対象者	対象となる住宅の所有者(登記簿等にて確認) 松山市税等を滞納していない者(完納証明添付)
○対象となる耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・「松山市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」に基づき実施する「耐震改修工事」 ・改修設計者及び工事監理者は「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所 ・耐震改修工事業者は、「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録及び建設業法第3条第1項に規定する許可(建築)を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者
○補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震改修工事費：補助対象経費の80%、限度額100万円 ●改修設計・工事監理費：補助対象経費の3分の2、限度額14万円 ※耐震改修工事を実施しない場合は、補助対象外 ※上記限度額(合計114万円)は、2020年度から減額となります。

※補助対象経費に消費税及び地方消費税の額を含めることはできません。

※耐震改修工事に係る部分の補助金を耐震改修工事業者が直接受け取ることで代理受領制度を利用できます。

【申込方法】

- ・補助申請については必要書類を添え、建築指導課窓口へ提出して下さい。(郵送不可)
- ・申請様式については、窓口で配布、並びに松山市ホームページに公開しています。
- ・耐震診断・改修等を希望される方は、建築指導課窓口で、事前相談を受け付けています。相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認いたしますので、建物の登記簿謄本、(若しくは建築確認通知書)、印鑑(認印可)等を揃えてご相談下さい。これらは、申請時に必要になります。

【問合せ先】松山市都市整備部建築指導課 監察・防災担当 ☎948-6512 FAX934-0640